破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３６３号
大分県竹田市直入町大字下田北3255番地
破産者　甲斐　義信
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５０６号
川崎市麻生区万福寺２丁目10番２号　三海苑101
破産者　藤田　栄浩
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
川崎市多摩区登戸302番地　グループホームみんなの家川崎登戸
破産者　山田　敦子
成年後見人　貴村　麻子
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
静岡県伊東市和田２丁目１番７号
破産者　岡部　裕司
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第７１７号
名古屋市西区平出町342番地　平出ハイツ205号
破産者　源口　邦夫
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８２号
愛知県長久手市熊田315番　インターコーポ藤203号室、住民票上の住所名古屋市名東区明が丘52番地の２　レジデンス52　401号
破産者　若杉　利幸
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０１号
神戸市兵庫区駅南通５丁目１番１―2606号
破産者　松本はるみ
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６号
福岡県福岡市東区香椎照葉３丁目２番３―906号、開始決定時の住所山口県宇部市常藤町５番17号
破産者　増本　　一
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１１３号
大分市大字市516番地の３（K’ Sビル201)、申立時の住所大分市富士見が丘東４丁目12番３号
破産者　執行　信高
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
秋田県横手市増田町亀田字上揄37、住民票上の住所秋田県横手市増田町増田字一本柳西３番地28
破産者　佐藤　良弘
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１５７２号
名古屋市中村区稲葉地町５丁目49番地、開始決定時の住所名古屋市中村区中村町９丁目73番地
破産者　金塚　鉅芳
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０５８号
愛知県東海市荒尾町水深38番地の１
破産者　大堀　仁平
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２８５号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―605号大幸東団地、開始決定時の住所名古屋市千種区月ケ丘３丁目５番27号
破産者　齋藤　光惠
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３号
名古屋市港区港陽３丁目11番16号　グレイス築地901号
破産者　磯部　忠生
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５６号
神戸市灘区城の下通３丁目２番40号、開始決定時の住所神戸市灘区城の下通３丁目２番27号
破産者　おおひら整骨院こといわい整骨院こと大平　恵一
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９５２号
和歌山県橋本市小峰台１丁目30番地の３
破産者　大原美佐子
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係